

厚生労働科学研究費補助金(障害者政策総合研究事業)
(総合) 分担研究報告書

重度障害者・高齢障害者の住まいについての今後の展望と課題
— 日中サービス支援型共同生活援助の調査結果より —

分担研究者： 谷口泰司¹⁾

1) 関西福祉大学社会福祉学部

研究要旨

高齢化・重度化が進む障害者領域において、障害者支援施設を利用している者の地域移行や、在宅の者の「親亡き後」を見据えた地域生活の継続のための支援の場として、グループホームは重要な位置を占めるものと考えられ、重度障害者・高齢障害者の住まいについては、平成30年度に導入された「日中サービス支援型共同生活援助」に期待が寄せられている。本研究の結果より、制度の意義として、地域生活移行の議論が一步前進したことが挙げられ、障害の状態や年齢等に応じた生活の場の多様性が確保されるとともに、障害者支援施設の機能面においても、本来求められてきた役割の一つを取り戻す契機となることが期待されるものである。

A. はじめに

高齢化・重度化が進む障害者領域において、障害者支援施設を利用している者の地域移行や、在宅の者の「親亡き後」を見据えた地域生活の継続のための支援の場として、グループホームは重要な位置を占めるものと考えられる。谷口ら(2018)が行った「グループホームで生活している重度障害者が必要とするサービスの実態調査」によれば、「個々の利用者の特性に応じ適切な職種により支援が行われるならば、障害の程度や年齢にかかわらずグループホームを住まいの場とした地域生活が可能である」と述べている。

重度障害者・高齢障害者の住まいについては、平成30年度に導入された「日中サービス支援型共同生活援助」に期待が寄せられているところである。日中サービス支援型共同生活援助の調査結果より、重度障害者・高齢障害者の住まいについての今後の展望と課題についてまとめる。

B. 調査結果から見た日中サービス支援型共同生活援助の意義

「日中サービス支援型共同生活援助の指定事業所における運営状況および利用実態に関する調査」で行われたアンケート調査によれば、利用者の状態像として、障害支援区分5以上の重度障害

者が46.5%、60歳以上の高齢障害者が28.5%（障害支援区分5以上で60歳以上の者は12.1%）となっており、現状としては、重度障害者を支援している事業所の参入が先行している状況となっている。一方で、ヒアリング調査において、40～50歳代で区分5以上の利用者の今後の高齢化に備えてこの類型を取得したとの回答が多く、長期的にみれば高齢障害者の支援も視野に入れているなど、まさに時宜を得たサービス類型の創設であったことは評価に値する。

より以上の意義としては、当該類型が創設されたことで、地域生活移行の議論が一步前進したことが挙げられる。従前は、障害者の“現実的な”居所としては、自宅、共同生活援助事業所または障害者支援施設であったが、自宅以外のいずれもが、重度障害者及び高齢障害者にとって最適な環境とは言い難い面があった¹⁾。日中サービス支援型共同生活援助事業所の増加により、障害の状態や年齢等に応じた生活の場の多様性が確保されるとともに、障害者支援施設の機能面においても、本来求められてきた役割の一つ（集中的・多様な支援により在宅復帰を目指す通過施設としての側面）を取り戻す契機となることが期待されるものである。

その上で、現在の日中サービス支援型共同生活

援助が抱える課題と今後望まれる対応策等について触れてみたい。

C. 医療的ケアに対する報酬上の評価

調査結果からも、当該類型の利用者に対する医療的ケアをいかに保障していくかが、今後ますます大きな課題となってくることが想定される。重度の障害（全てではないが）・高齢期のいずれもが医療との関わりを無視しえないことは言うまでもない。一部の事業所では、類型創設前から看護師を多数配置し、最重度の障害者であっても地域生活をおくることが可能となっているが、そのいずれもが実施主体側の大きな持ち出しによるものであり、看護職員配置加算（現行は一律）を支援の程度に応じた評価を行うなどにより、（人材確保の課題は残るものの）全国的な普及が進むことが想定される。また、これはとりもなおさず、国及び地方が一体となって進めている地域移行の促進を後押しするものとなる。

D. 日中活動にかかる個別支援に対する報酬上の評価

障害福祉サービスの特徴であるとともに課題は、支援の幅の広さにあるとあって良い。児童や高齢者といった、年齢で区分される制度・サービスとは異なり、若年者から高齢者まで、幅広い年齢層を対象としているが、若年者と高齢者では支援の方向性・内容が異なることが少なくはない。加えて、重度障害者・高齢障害者については、生活の中に医療的ケアが占める割合とその個別性が高い事もあり、年齢層による支援の違いに加え、個別の医療的ケアを組み込んだ支援プログラムが必要となる。それぞれの状態・本人の意向に応じ、最適な支援プログラムを策定し、実施する場合の報酬上の評価が行われることが望ましい。

E. 最後に

重度障害者・高齢障害者にとっては、医療面での支援と高齢期にふさわしい生活支援が保障されることが大前提であり、医療的ケアの必要のため

に医療機関に入院するケースや、介護の必要度の増加により介護保険施設等に入所を余儀なくされるケースを受け止め、地域で最期まで自分らしく生活をおくることができる場として、日中サービス支援型共同生活援助の普及と経営の安定性の確保が望まれるところである。

【注釈】

- 1) 特に障害者支援施設については、居室定員の変遷からも、特別養護老人ホーム及び養護老人ホームのように「生活施設」ではないにも関わらず、これら二施設以上に長期間の入所を続けている者が少なくはなく、理念や法制度上の位置づけ・性格と実態が大きく乖離した状態が続いている。